

# ビタミンM No.107

～ 1枚5分で1ヶ月の経営に効く ～ (2021年2月号)

## <今月のトピックス>

- ・各種手続の押印の廃止
- ・算定基礎届と賞与支払届の総括表の廃止
- ・標準報酬月額の特例改定の延長

ビタミンMの“M”とは、“Management”を指し、“お客様の経営に効く”“お客様に活力を与える”存在でありたいとの願いが込められています

## 各種手続の押印の廃止

2020年12月、厚生労働省より各種手続についての押印廃止が発表されました。これにより今まで事業主印・被保険者印が必要だった箇所について、2020年12月25日より基本的に押印不要となりました。

## 【今後も押印必要なもの】

健康保険	金融機関届出印・実印が必要な書類
厚生年金	
労働保険	
雇用保険	事業所設置届、事業所各種変更届、代理人選任・解任届、情報提供請求書、各種届書等再作成・再交付申請書



## 36協定について

36協定届については、2021年4月1日が施行日で押印・署名が廃止となりますが、施行日までの間であっても、押印または署名がなくとも届け出ることができます。また、2021年4月1日から様式が新しくなります。

## 算定基礎届と賞与支払届の総括表の廃止

算定基礎届と賞与支払届について、現状「総括表」の添付が必要ですが、2021年4月1日より総括表が廃止されます。今までは賞与予定月に賞与を支給しない場合、総括表のみの提出が求められていましたが、総括表廃止に伴い、「賞与不支給報告書」の提出が求められます。また、その際に賞与支払予定月の変更があれば、変更後の賞与支払予定月を記載します。

これまで賞与を支払っていたけど今回は支払わない、などあれば、不支給報告書を提出しましょう。

## 標準報酬月額の特例改定の延長

新型コロナウイルスの影響で休業した職員については、休業手当を支給していますが、給与計算をしてみると、手取り額がかなり少ないです。  
何か救済措置はないでしょうか。



①

はい、社会保険の加入者であれば「標準報酬月額の特例改定」というものがあります。2020年12月までだったものが、2021年3月まで延長されました。

新たな休業による場合、以下全て該当する方が対象です。

- ・新型コロナウイルス感染症の影響による休業により、2020年8月から2021年3月までの間に、報酬が著しく低下した月が生じた
- ・著しく報酬が低下した月に支払われた報酬の総額(1か月分)が、既に設定されている標準報酬月額に比べて2等級以上下がった
- ・本特例措置による改定内容に本人が書面により同意



②

社会保険料はすぐに下げることができるのでしょうか。



③

休業により報酬が急減した月の翌月以降の保険料が対象となります。例えば1月の給与が下がった場合は、2月改定となります。

2020年8月～12月までを急減月とするものは2021年2月末日まで、2021年1月～3月までを急減月とするものは2021年5月末日までに届出があったものが対象となります。

月額変更届(特例改定用)に申立書を添付し管轄の年金事務所に申請してください。



④

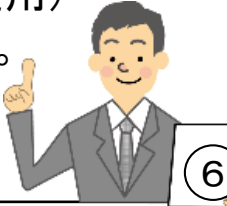
まとまった休業が終了した場合には、届出が必要ですか？



⑤

まとまった休業が終了した月(※)の報酬総額を基にした標準報酬月額が、特例改定で決定した標準報酬月額より2等級以上上昇した場合、その翌月から、休業が終了した月における標準報酬月額に改定することになります。

該当する場合は、固定的賃金の変動の有無に関わりなく、「休業が回復した場合」の月額変更届(特例改定用)の届出を行うことが必要です。  
※実際の報酬支払の日数が17日以上となった月です。



⑥

ビタミンMの内容に関しては、分かりやすく簡潔に表現することを心掛けておりますので、情報のすべてを正確に表すことができない場合があります。このような場合において、内容が不正確であったこと及び誤植があったことによる生じたいかなる損害に対しても、当事務所は一切の責任を負いません。また、ビタミンMの内容は、作成日現在において有効な情報です。制度や法律は変更されますので、ご利用日時点での内容を官公庁等にご確認ください。

「ビタミンM」はメールでの配信も可能です。「kcr@nkgr.co.jp」に<事業所名・お名前・メール配信希望>をご記入の上、メールをお送りください。毎月、労務に関する最新情報をお届けいたします。

お気軽に  
ご質問・ご相談ください



社会保険労務士法人 日本経営(日本経営グループ)  
〒561-8510  
大阪府豊中市寺内2-13-3日本経営ビル  
発行責任者: 社会保険労務士 岩田 健  
執筆担当者: 岩城 恵美

TEL: 06-6868-1193  
FAX: 06-6862-4662  
Mail: kcr@nkgr.co.jp



←Q&A事例集はこちら

作成日: 2021.1.20

